

# 社説

## 水俣病審査、速かに再開を

水俣病の認定要件をめぐる、県公害被害者認定審査会の七委員が辞意を表明、成り行きが注目されていたが、きのう徳臣会長らは沢田知事とともに大石環境庁長官と会い、環境庁裁決の趣旨を聞いた。その結果、環境庁の方針を全面的に了承、徳臣会長は辞意を撤回する意向を明らかにした。

もともと、審査撤回といつても七委員全部が同じ如敷に出たわけではない。会談の席上、徳臣会長は「先の環境庁次官通達の内容は必ずしも理解しにくい点があり、このため解説書を出すべきである」と強調した。環境庁はこれを了承したので、徳臣会長らはこの解説書を読み、他の六委員と相談し、最終的態度を決めることになっている。したがって問題はまた今後に残されているのであるが、中心人物の会長が「個人的には辞意撤回」の意思を明らかにしていることからみれば、事態が好転したことは間違いない。七委員が辞意」というショックなニュースが伝えられ五日目になるが、両者の意思が疎通し、問題が解決へ向かって一歩前進したことを、まず喜ぶたい。

「トビラが開かれる」と喜んだ患者の喜びもぬか喜びになることを、われわれは恐れる。徳臣会長の辞意撤回の背景には、おそろしくこれらの事情の考慮があったと考える。

われわれはこれのさい、辞意表明問題とは別に、公害被害者救済法の成立により、国の公害行政に対する根拠が、大きく変わったことを知る必要がある。法の趣旨は、被害者を出るだけ広く、しかも徹速に救済することを目的としている。したがって、疑わしきものも救う、というのが、そのねらいである。これまでも企業に目を向けていた公害行政が、ようやく本来の姿である被害者救済に目を向け始めたものとして、世論はこれを高く評価したものである。問題の環境庁裁決は、この法律を根拠として出された。

「公害被害者に対する国の姿勢が変わった以上、地方自治体の姿勢もこれに即応し、思いきり転換させるべきであった。そして審査会のある方も、当然再検討されねばならぬのが道理である。ところで審査会がこれまで純然たる医学的診断を認定の尺度としてきた。たから不全型や軽症の患者は、みな振るい落とされていた。これに対し環境庁は裁決の中で「従来の認定基準はきびすぎる。いままじ基準の幅を広げ、疑わしきは認定する方針で臨むべきだ」といったのである。

「審査会が無視されている」と反発した。だが環境庁の裁決は、審査会の責任を波及してはなかつた。新しく法律が出来たのであるから、これに沿って認定してほしい、と言ったのである。だが環境庁の通達は法律解釈が難解なので、審査会委員に理解を促した点もあつたようである。およそ学者といふものは患者に対して、医学的判断をやはり下すべきであり、疑わしい者は疑わしいと判断のあとの認定にある。

「認定の最終権限検討を」

審査会の委員辞任問題は、一応おさまつたかに見えるが、コトは解決したわけではない。救済法によれば認定の最終的権限は行政当局にあるのに、事態はいぜんのままである。水俣病はわが国特有の疾病である。その実態について、学問的解明もまだ十分にされていない。したがって、患者認定の判断もむずかしい。県当局はこのような意味もあつて、最終責任を審査会に求めているのであるが、新しい法律の趣旨からみて、これは早急に是正する必要がある。

さて、われわれはまず残る六委員がすみやかに辞意を撤回するよう望む。審査会を「閉店休業」の状態でおくことは、患者をはじめ家族を、いつまでも不安な状態に追い込むこととなるからである。委員はこれまでの行きがかりにとらわれるべきでない。ついで、も辞意をどうしても翻さないならば、残留した委員を中心に、急いで審査会を再編成すべきである。われわれはこのような事態が起こらないことを期待する。

われわれは、右の態度処置とあわせて、このさい審査会のあり方を再考することを県当局に望みたい。審査会に残留した武内副会長は「審査会は医学的判断を下すとともに、疑わしいものもその通り答申すべきだ。認定は知事にまかせればよい」と語っていたが、この見解に同感だ。認定に行政的配慮が加えられても、だからといって、学者の権威、審査会の権威が落とされたと考えるものはだれもあるまい。腐爛被害者医療審議会では、認定の可否の答申のほか、意見保留の項目を加えた三段階制の答申をとっているが、これは参考になる制度である。ともあれ、審査会の当事者をはじめ県当局が、新しい視点に立つて、業病の不幸な犠牲者の救済に全力を注ぐことを切に望むものである。

### 新視点に立つ公害行政

だが、七委員が辞意を白紙に戻さない状態が続くならば、審査会の機能は停止してしまふ。先に水俣病認定を申請した九人の患者は、いったいどうなるであらうか。また不知火海沿岸に百人以上いるとみられる潜在水俣病患者に与えるショックも無視出来ない。先

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の

「環境庁裁決で、」これだけでついでにこの救済の